

## 学則第22条による大学院授業科目の履修に関する規程

平成21年4月1日  
規程第107号

改正 令和 2年 3月規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号。以下「学則」という。）第22条の規定による本学大学院の授業科目の履修について必要な事項を定めるものとする。

(履修の制限)

第2条 学則第22条の規定による履修に係る単位数は、青森公立大学経営経済学部履修規程（平成21年規程第99号。以下「履修規程」という。）第3条に規定する年間履修単位数に算入される。

2 本学大学院の授業科目の履修に係る成績は、履修規程第11条に規定するGPAの計算式に算入されない。

(修得した単位数の表示)

第3条 本学大学院の授業科目の履修に係る授業科目、単位数、成績評価等は、本学大学院の授業科目を履修したものとして明示し、学部の成績表に記載する。

(その他)

第4条 本学大学院の授業科目の履修に当たっては、この規程及び学則に定めるもの以外については、本学大学院の学則及び諸規定の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第11号）

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。